

入札制度見直しについて

1. 最低制限価格等の見直し

○ 建設工事の最低制限価格及び調査基準価格の一部改定

			～H28.5	H28.6～
最低制限価格	設定範囲	予定価格の70%以上	見直し	改定なし
	予定価格 (税抜き)	直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.55 (予定価格の約88%)		直接工事費×1.00 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 (予定価格の約90%)
1億円未満				
調査基準価格	設定範囲	予定価格の70%以上		改定なし
調査基準価格	予定価格 (税抜き)	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.80 一般管理費×0.55 (予定価格の約87%)	見直し	直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 (予定価格の約89%)
	1億円以上			

○ 建設工事にかかる委託業務の最低制限価格の一部改定

			～H28.5	H28.6～
最低制限価格	設定範囲	予定価格の70%以上	見直し	改定なし
	土木コンサル 補償コンサル	直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等×0.30		直接人件費×1.00 直接経費×1.00 その他原価×0.90 一般管理費等×0.45
		建築コンサル		直接人件費×1.00 特別経費×1.00 技術料等経費×0.60 諸経費×0.60
	測量業務	直接測量費×1.00 測量調査費×1.00 諸経費×0.40		直接測量費×1.00 測量調査費×1.00 諸経費×0.45
	地質調査業務	直接調査費×1.00 間接調査費×0.90 解析等調査業務費×0.75 諸経費×0.40		直接調査費×1.00 間接調査費×0.90 解析等調査業務費×0.80 諸経費×0.45

2. 建設業法施行令の一部を改正する政令への対応

○ 同一技術者による総合評価落札方式の受注制限（平成28年6月1日から適用）

建設業法施行令の改正により、総合評価落札方式で発注する工事（予定価格(税抜き)3,000万円以上）の一部で非専任工事が発生。これにより、評価値の高い技術者による工事の寡占受注や、契約変更によって技術者の専任配置が必要となった場合に他工事の適正な技術者配置への影響が懸念。

建設業法施行令 改正内容

- ア 配置技術者が専任となる請負金額(税込み)の引き上げ
2,500万円 → 3,500万円（建築一式工事 5,000万円 → 7,000万円）
- イ 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請金額(税込み)の引き上げ
3,000万円 → 4,000万円（建築一式工事 4,500万円 → 6,000万円）

公布：平成28年4月6日 施行：平成28年6月1日

このため、同一技術者による総合評価落札方式の受注件数を **2件※に制限**

※当該2件の工事は、専任となった場合に兼務が可能となる条件を満たす工事に限る。

3. 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱の改正

○ 不良・不適格業者の排除の徹底 (平成28年6月1日から適用)

① 不当要求行為等を行った者の排除

- イ 県発注工事の下請契約等に際し、直接又は第三者が介入し、**不当要求行為等を行った者、不当要求行為等を行ったとして県の行政指導等を受けた者** 【入札参加停止12か月】
- ロ **当該下請契約等を締結した者** 【入札参加停止6か月】

② 不当要求行為等を行った者等の下請契約等からの排除

- ・ 県発注工事に関し、**不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者***と停止期間に相当する期間(12か月)に**新たに下請契約等を締結した者** 【入札参加停止1か月】

※不当要求行為等を行ったと認められた入札参加資格を有しない者は停止期間に相当する期間中、県のホームページで公表

③ 不良・不適格業者と人的関係等のある会社の排除

- ・ 下記の a、b、c により入札参加資格停止を受けた者(入札参加資格を有しない不当要求行為等を行った者も同様に扱う。)と別の入札参加資格者の役員等が重複、又は役員等が住居を同じくする3親等以内の者 【a、b、c と同期間の入札参加停止】

- a 暴力団排除対策関係により入札参加資格停止措置を受けた者(入札参加資格停止等措置要綱別表3に該当した者)
- b 談合により入札参加資格停止を受けた者(同要綱別表2第3項に該当した者)
- c 不当要求行為等を行ったと認められた者(上記①イに該当した者)

○ 建設業法及び各種法令違反に対する入札参加資格停止措置の強化

- ① 入札参加資格停止とする業務関係法令違反の対象を拡大
 - ・ 建設業法及び建築基準法等 → 業務全般に係る法令(個人の私生活上の行為以外)
- ② 建設業法違反に対する入札参加停止措置の強化
 - ・ 従来は一律3か月 → 内容に応じて3~9か月

○ 代理入札の取り締まり

- ・ 入札参加資格者以外の他人に自らのICカードを使用させ、又は他の入札参加資格者のICカードを使用し、入札に参加した場合 【入札参加停止3か月】

○ その他の改正

- ・ 重加算税を徴された場合の規定を廃止
- ・ 工事成績が著しく不良な場合の点数の明記(50点未満)
- ・ 「安全管理の措置が不適切」な場合の判断基準を明記

4. 資本関係等のある複数の者の同一入札への参加制限

○ 参加制限の内容

- ・ **資本関係又は人的関係のある複数の者**の同一入札への参加を制限
- ・ **複数の法人又は個人により構成される組合等やその組合を構成する法人又は個人**の同一入札への参加を制限

○ 参加制限の対象

建設工事及び建設工事にかかる委託業務

○ 参加制限の方法

入札公告で入札参加条件に明記

○ 同一入札への応札があった場合の措置

いずれの者も失格

5. 社会保険等未加入業者の入札参加制限 (平成28年6月1日から適用)

平成28・29年度の入札参加資格審査から社会保険等への加入を審査条件に追加

○ 適用：注記のないものは平成28年6月1日公告分から適用

担当課	技術調査課
担当者	坂口、津々木、笠野
電話	073-441-3085 (内線3082)

主任技術者の専任等に係る当面の取扱いについて (改正)

主任技術者の専任要件の緩和措置の内容を改正します。

● 緩和措置の内容

請負金額が 3,500 万円 (建築一式工事は 7,000 万円) 以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場間の移動距離が10km程度以内の場合は2件の建設工事を管理することができるものとします。

● 対象工事

- ・ 国、県、市町村等が発注する工事

※ただし、発注者により兼務が認められている場合に限る。

● 施工にあたり相互に調整を要する工事について

- ・ 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれます。

● 適用日

- ・ 平成28年6月1日以降に適用する。

● その他留意事項

- ・ 兼務する場合は、技術資料として「主任技術者の兼務届出書」の提出が必要となります。
- ・ 監理技術者には適用できません。
- ・ 適用日より前に受注契約を行った工事にも適用する。
- ・ 施工中工事において、新たな工事と兼務を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。